

広島県告示第四百七十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定によって、指定居宅介護支援事業者として次の者を指定した。

平成二十年五月十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

指定居宅介護支援事業者	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所	指定年月日
医療法人ユア・メ ディック	広島市安佐南区祇園 二丁目四四番六号	ケアプランより しま	平成二〇年四月 一日
株式会社土筆	広島市安佐北区安佐 町飯室三八三九番地	居宅介護支援事 業所つくし	平成二〇年四月 一日
社会福祉法人平 和会	広島市佐伯区五月が 丘四丁目一五番六号	居宅介護支援事 業所ふじの木	平成二〇年四月 一日
株式会社カワム ラ	広島市佐伯区千同二 丁目一―一三	シンプルケア	平成二〇年四月 一日
有限会社ひまわ りライフケアサ ポート	尾道市久保二丁目一 五番一七号	ひまわり居宅介 護支援事業所	平成二〇年四月 一日
社会福祉法人緑 寿会	福山市駅家町新山三 五七八―二	居宅介護支援事 業所リーフ神辺	平成二〇年四月 一日
医療法人社団あ んず会本田クリ ニック	東広島市高屋町杵原 一二九二番地の一	本田クリニック居 宅介護支援事業 所	平成二〇年四月 一日
社会福祉法人廿 日市福祉会	廿日市市原字半明原 四八一番一	介護保険相談室 こすもすケアセ ンター	平成二〇年四月 一日